（公印省略）

神健保医第1345号

令和４年12月19日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

「医療法第６条の11第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の

一部改正について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年12月７日厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室事務連絡　別添のとおり

２　概要

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号）第６条の10第１項に規定する医療事故が発生した場合、同法第６条の11第１項に規定する医療事故調査を行うため、同条第２項の規定に基づき、医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に対し、必要な支援を求めることとされています。

令和４年12月７日付で、支援団体に学術団体12団体が追加されるとともに、既指定団体の名称変更に対応する改正が行われたもの。

医務薬務課　医務担当

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp